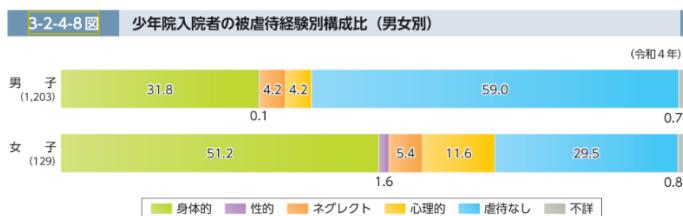


## 非行少年の保護者に対する行政機関による働きかけの必要性について

230801 中野結子

少年非行に対する法的対応は、主として少年本人の処遇を中心に構築されてきた。しかし、少年法ゼミおよび少年法 A・B の講義を通じて非行少年の非行要因を分析する機会を重ねる中で、非行の背景に家庭環境が深く関与しているにもかかわらず、現行の少年法は保護者への関与を十分に制度化しているとは言い難いとの認識に至った。その家庭環境の中でも、少年の成育環境について注目した。成育環境とは、被虐待経験の有無やネグレクト、過干渉などがそれにあたるが、どれも少年と保護者の間に発生するものである。これらは、佐世保小 6 女児同級生殺害事件や神戸連続児童殺傷事件といった少年が起こした凶悪事件でも、非行に走った要因の 1 つになったと言われている。これらの事件から少年の保護者にも非行の責任があるということが示されているということができる。それなのに拘らず、保護者への制度は発展していない。行為者である少年だけではなく、その保護者に対しても法的に強制力のある処分が必要であると考えた。そのため、本稿は少年法 25 条 2 項の改正及び保護者に対する新たな少年法の制定を検討する。まず少年の非行要因について整理し、次に現在行われている保護者に対する働きかけについてまとめる。その後、他国における保護者の処分を決める制度と比較し、最後に新制度の導入を検討する。

最初に非行少年の非行要因について資料から分かることを整理する。前提として、非行要因とは、少年自身の精神的問題から少年の周囲の環境や影響など様々である。そのなかでも、本稿の趣旨に則した要因を取り上げる。具体的には、非行少年の被虐待経験や親からの干渉などについても項目である。



上は、少年院入院者の被虐待経験別構成比を示した表である。この表から、入院者において男女どちらも約半数のものが、虐待の経験があるということである。つまり、親からの虐待経験が少年の非行へ与える影響は少なくないということが言える。その他の調査では、政府が実施している「非行要因に関する総合的研究調査」参照する。これは、入院者に限らず 12 歳以上の少年少女を対象に取ったアンケートである。ここでは、一般の少年少女の結果と非行少年の結果で大きく差が生まれたものを優先的に取り上げる。まず、「親に愛されていないと感じる」という項目では、「はい」と回答した者が、一般の少年少女が約 20% であったのに対して、非行少年は約 40% という結果が出ている。次に、「親は家

の中で暴力をふるう」という項目では、一般の少年少女が10%であったのに対して、非行少年は20%を超える結果が出ている。今回取り上げた項目では、どちらも倍以上の差が生まれている。この調査の結果から、親との関わり方において、非行を行っていない者と非行を行った者には大きな違いがあることが分かった。つまり、親の少年に対する振る舞いが非行の影響になっている可能性が高いということが言える。

次に、現行の少年法における保護者に対する働きかけについてまとめる。少年法には、2000年の少年法改正により、少年法25条の2において保護者に対する規定が新設された。この規定は、少年の非行が家庭環境や保護者の監護態度に起因する場合が少なくないことを踏まえ、少年本人に対する処遇のみならず、保護者に対しても一定の働きかけを行うことを目的として設けられたものであると考えられる。

同条により、家庭裁判所は必要と認める場合に限り、保護者に対し、少年の監護に関して適切な措置を命ずることができるようになった。具体的な内容としては、家庭裁判所調査官や保護観察官から指導を受けること、少年との関わり方や生活環境の見直し、必要に応じた関係機関の支援の活用などが挙げられる。これらの措置は、保護者の関与を通じて少年の更生を図ろうとする点で一定の意義を有すると考えられる。

もっとも、この規定は刑罰的性格を有するものではなく、あくまで命令にとどまるため、実質的な強制力を欠いている。そのため、保護者の自主的な協力や積極的姿勢に依存する側面が大きく、制度の実効性には限界があると考えられる。したがって、保護者への働きかけを制度化した点で一定の評価はできるものの、現行制度は十分な対応を可能にするものとは言い難く、さらなる制度的検討が必要であると考える。

次に、他国における保護者の処分を決める制度と比較しつつ、日本での導入を検討する。ここでは、イギリスの制度を取り上げる。イギリスにおいては、少年犯罪の背景として家庭環境や保護者の養育態度が重要な要因であるとの認識が社会的に広まったことを背景として、保護者に対する法的関与を強化する制度が整備された。その代表例が、犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）に基づく「養育命令（Parenting Order）」である。養育命令は、少年本人に対して非行の自覚を促すと同時に、保護者の監督責任を明確化することを目的とする制度であり、裁判所が保護者に対して一定の義務を課すことを可能にするものである。具体的には、カウンセリングやガイダンスへの出席、子どもを学校へ通わせること、特定の場所への立ち入りを制限すること、特定の時間帯に家庭内に留めることなどの措置が命じられる場合がある。さらに、養育命令に違反した場合には、公聴会において違反が認定されることを条件として、罰金などの制裁が科され得る仕組みが設けられている。例えば、一定額までの罰金が科される可能性があり、保護者に対して実質的な法的拘束力を伴う点に特徴がある。このように、イギリスの養育命令は、少年本人のみならず保護者に対しても直接的な責任を課す制度として位置づけられており、家庭環境への介入を制度化した点において注目される。

イギリスにおける保護者への働きかけ制度の実態を踏まえると、一定の成果が確認され

ていることがわかる。具体的には、養育プログラムに対する参加者の満足度が、実施前と比較して終了後に大幅に上昇したことが報告されている。しかし、財源や人員の不足といった問題から、制度の導入を見送った自治体も存在するなど、運用面における課題も指摘されている。さらに、再犯率については、制度導入前の約89%から導入後には約50%へと低下したとされ、必ずしもこの制度に結果ということはできないが、一定の再犯防止効果が示唆されていると言うことができる。もっとも、日本とイギリスとでは、少年の更生に対する制度的な姿勢に違いが存在する。イギリスでは、家庭への支援や保護者の責任に重点が置かれ、保護者に対して強制的な措置を講じることが可能な制度が整備されている。他方、日本においては、少年本人に対する処遇が中心とされ、保護者に対する強制的な措置は設けられていない。また、家庭に対する支援についても、法律上明確に位置づけられているわけではなく、主として行政機関による支援に依存しているのが現状である。以上の点を踏まえると、イギリスの制度をそのまま日本に導入することには慎重な検討が必要であるものの、少年の非行要因として家庭環境が大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、制度を参考にした新制度の導入は十分議論の価値があると考えた。

イギリスの制度を踏まえて、自説の提案を行う。

まず、イギリスの制度に倣い、保護者に対する罰金刑を導入する立法の可能性を考えられる。しかし、日本の現行法制においては、子どもの行為を理由として、行為者ではない保護者に対して直接的に刑罰を科すことは原則として許されない。そのため、保護者の監督義務違反自体を違法行為として位置づける新たな法律を制定する必要があると考えられる。すなわち、保護者に課された義務を履行しなかったことを処罰の対象とする、いわゆる不作為犯として構成する立法が必要となる。この法律では、非行少年の保護者に対して罰金を求めるため、特に非行少年の属する家庭に多い、貧困家庭への経済的負担が多くなってしまうというリスクが生まれる。しかし、このデメリットこそ、非行少年の保護者に求められる責任感を促すことに繋がると考えた。そして、この負担になった部分を、行政によるサポートで補うという仕組みにすることで、補うことができるところを考察する。サポートする内容としては、優先的な就職活動の支援・生活消耗品の配布などである。しかし、このような新たな法律の制定には、立法作業の困難さという課題が伴う。また、保護者に過度の責任を負わせることは、少年法が本来掲げる「保護」や「教育」を通じた更生という理念と必ずしも整合しない可能性があり、慎重な検討が求められる。

次に、保護者に対する経済的負担のあり方について検討する。もっとも、保護者に課される負担は、あくまで制裁や懲罰を目的とするものではなく、少年の養育責任を補完するための措置として位置づけられるべきである。もし制裁的性格が強くなりすぎれば、保護者に過度な経済的負担が生じ、かえって少年の更生や家庭の立て直しを阻害する結果となりかねない。そのため、負担の内容は罰金ではなく、少年の生活や養育に必要な費用の一部を負担させる制度として構成することが相当であると考えられる。言い換えると保護者が自身の子供が所属する施設に対して、一律の処遇費用の負担を求めることができる制度

である。この制度のポイントは、全員一律の金額を収めることである。この仕様にした理由は、刑罰的性格を薄めさせるためである。例えば、少年の犯した罪に比例させて収める金額を変動できるようにしてしまうと、刑事罰の罰金刑のようになってしまう可能性が高いと考えた。そのため、あくまで保護者自身の資金で賄うはずであった少年の養育費を、代わりに負担している院に対して収めるという形を重視することができる制度が適切であると考察した。

以上を踏まえた結果、少年非行の背景には、家庭環境、とりわけ保護者の養育態度や成育環境が深く関与している以上、少年本人のみを対象とする従来の法制度には限界があるという結論が出た。今後は、少年の更生を最終目的としつつ、保護者に対する関与をどのように制度化するかという観点から、少年法の在り方を再検討することが求められる。その中で、保護者の少年に対する保護責任という観点を中心に法的拘束力のある制度を作成していくことで、少年の罪を一部償うという連帶責任的要素ではなく、保護者固有の責任意識を高めることができる可能になると考えた。

参照：

- ・法務省 研究官 浜井浩一,研究官補 横地環「連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇」<https://www.moj.go.jp/content/000076115.pdf>
- ・YOUTH JUSTICE BOARD FOR ENGLAND AND WALES[https://dera.ioe.ac.uk/id/eprint/14422/1/CorpBusPlan02-04.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://dera.ioe.ac.uk/id/eprint/14422/1/CorpBusPlan02-04.pdf?utm_source=chatgpt.com)
- ・法務省「少年非行の動向と非行少年の処遇」<https://www.moj.go.jp/content/001410102.pdf>
- ・法令リード 少年法[少年法 | 条文 | 法令リード](#)
- ・政府統計の総合窓口「非行原因に関する総合的研究調査」[非行原因に関する総合的研究調査 青少年（12歳以上）に対する質問 | データベース | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口](#)  
[非行原因に関する総合的研究調査 青少年（12歳以上）に対する質問 A7 あなたの家庭について、どのように思いますか。次のア、イの事柄について、それぞれあてはまる方に1つずつ○をつけてください。 | 統計表・グラフ表示 | 政府統計の総合窓口](#)
- ・高内寿夫「非行少年の保護者における責任」[201027.pdf](#)